

つくば市市民協働推進物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、個性豊かで活力あるまちづくりの実現を図るため、自主的かつ自発的に公益的な事業を実施する市民等に対し、市民協働課が所有する物品等を公務に支障のない範囲において貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品等)

第2条 貸出しする物品等は、別表のとおりとする。

(貸出対象等)

第3条 貸出しの申請者は、市内に在住、在勤又は在学する者が主たる構成員としている 団体であり、かつ、主たる活動の場が市内にある団体で次の各号のいずれかとする。

- (1) 区会、町内会、自治会
- (2) NPO法人、ボランティア団体
- (3) 小・中学校PTA、子ども会育成会、幼稚園、保育園の父母会等の教育関係団体
- (4) 体育協会、文化協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (5) 防犯活動団体、交通安全活動団体
- (6) その他市長が特に必要と認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業又は団体は、物品の貸出しの対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は団体
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする事業又は団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業又は団体
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職を

いう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業又は団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から不相当と市長が認める事業又は団体

(物品の借用)

第4条 物品等を借り受けようとする団体(以下「使用者」という。)は、原則、借受日の1か月前までに、物品の貸出を希望する貸出窓口に事前予約を行い、借受日の5日前までにつくば市市民協働推進物品借用書(様式第1号)を市民協働課に提出しなければならない。また、次の各号の書類を添付すること。

(1) 団体の活動(前年実績)、規約、名簿等

(2) 物品を使用する事業の内容がわかるもの

2 前項に定める借用書の受付時間は午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く。

(貸出しの変更等)

第5条 市長は、使用者が次の各号に該当する場合において、貸出条件を変更又は貸出しを取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき

(2) 市が公務で使用するとき

(3) 故障により使用することができなくなったとき

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき

(5) その他やむを得ない事由が生じたとき

(管理責任)

第6条 使用者は、物品等の破損等のないよう管理するものとする。また、使用者は、物品等を他の目的に使用し又は転貸してはならない。

(貸出等)

第7条 物品等の貸出期間は、原則として3日間(土・日・祝日を間に含む場合は

5日間)以内とし、市の貸出窓口又は指定された場所で受け取り、物品等の使用が終わったときは、使用者は、借受前の原状に復して、速やかに返還しなければならない。

2 前項に定める貸出・返却時間は午前8時45分から午後4時30分までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く。

(負担)

第8条 物品等の使用に際し、必要な消耗品は使用者の負担とする。

2 使用者は、物品等に損害を生じさせたときは、修繕及び賠償の責任を負うものとする。

(事故責任)

第9条 物品等の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。